

令和5年千代田区議会第4回定例会議事速記録（第1513号）《未定稿》

◎日 時 令和5年12月12日（火）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（24人）

1番	西岡	めぐみ	議員
2番	大坂	隆洋	議員
3番	のざわ	哲夫	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	えごし	雄一	議員
6番	米田	かずや	議員
7番	牛尾	こうじろう	議員
8番	岩佐	りょう子	議員
9番	小野	なりこ	議員
10番	池田	ともりの	議員
11番	はやお	恭一	議員
12番	春山	あすか	議員
13番	はまもり	かおり	議員
14番	白川	司	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	入山	たけひこ	議員
17番	田中	えりか	議員
18番	岩田	かずひと	議員
19番	小林	たかや	議員
20番	林	則行	議員
22番	桜井	ただし	議員
23番	秋谷	こうき	議員
24番	おのでら	亮	議員
25番	富山	あゆみ	議員

◎欠席議員（1人）

21番	嶋崎	秀彦	議員
-----	----	----	----

◎出席説明員

区	長	樋口	高頭	君	
副	区	長	坂田	融朗	君
副	区	長	小林	聡史	君

保健福祉部長	細越正明君
地域保健担当部長	原田美江子君
千代田保健所長	
地域振興部長	清水章君
文化スポーツ担当部長	佐藤尚久君
環境まちづくり部長	印出井一美君
まちづくり担当部長	加島津世志君
政策経営部長	
財産管理担当部長	古田毅君
デジタル戦略担当部長	村木久人君
行政管理担当部長	中田治子君
会計管理者	大矢栄一君
総務課長	石綿賢一郎君
企画課長	夏目久義君
財政課長	中根昌宏君

(教育委員会)

教育長	堀米孝尚君
子ども部長	亀割岳彦君
教育担当部長	大森幹夫君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	河合芳則君
-------------	-------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	恩田浩行君
----------	-------

◎区議会事務局職員

事務局長	小川賢太郎君
事務局次長	安田昌一君
議事担当係長	吉田匡令君
議事担当係長	石井妙子君
議事担当係長	河原田元江君
議事担当係長	彦坂悠介君

午後1時00分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから、令和5年第4回千代田区議会定例会継続会を開会いたします。

日程第1から第7を一括して議題にします。

- 
- 議案第50号 千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例  
議案第51号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例  
議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案第53号 千代田区債権管理条例  
議案第54号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例  
議案第60号 （仮称）四番町公共施設新設工事請負契約の一部変更について  
議案第61号 財産（建物）の取得について

（企画総務委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 小林たかや企画総務委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔小林たかや議員登壇〕

○19番（小林たかや議員） 企画総務委員会に審査を付託された議案のうち、7議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第50号、千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例は、各出張所が所轄する区域を実態に合わせるほか、規定を整備するもので、公布の日から施行します。

質疑の中で、今回の条例改正で区域を変更することによって、町会区域と出張所区域との不整合が解消されること、住民基本台帳事務や証明書発行事務のシステム化によって、どの出張所でも同じ行政サービスを提供できるため、区域変更によって区民サービスに影響が出ることはないこと、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第50号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例は、婚姻を要因とする休暇、給与等制度の適用を受ける対象者として、東京都パートナーシップ宣誓制度及び同制度と同等と認める制度を利用する者を加えるもので、令和6年4月1日から施行します。

質疑の中で、今回の条例改正は、多様性を認め合い、包摂する社会の実現に向けた取組の1つであり、職員の休暇制度や給与制度を拡充することによって、パートナーがいる職員の家庭生活への不安を解消できるように制度を整え、その結果として職務により専念できる状況をつくることで、よりよい区民サービスにつなげていきたいと考えていること。都の宣誓制度は「双方又はいずれかの一方が、都内在住、在勤又は在学」が対象者の要件であるため、職員は、居住する自

治体に同等の制度がなければ、都の宣誓制度を利用することができること。常に国や都の動向を注視し、制度の見直し等も行いながら運用していくこと、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第51号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法および内閣法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員に支給する手当の名称を改めるほか規定を整備するもので、公布の日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第52号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号、千代田区債権管理条例は、債権管理に関する事務処理について、新たに条例を制定するもので、一部の規定を除いて、公布の日から施行します。

質疑の中で、この条例は、債権管理の適正化に関して全庁的な取組を進める一方で、徴収努力を尽くしてもなお回収見込みのない債権の適切な整理を行い、債権管理のより一層の適正化を図ることを目的としていること。各所管において債権の適正な台帳管理をしているが、同一人物による複数の債権については、部署間の連携などについて、今後も研究していくこと。債権を放棄する場合には、地方税などの公債権の運用も参考にしながら、放棄に至るまでの調査や手続など、厳格な対応をしていくこと。放棄した債権の公表方法については、今後も検討していくこと。より適正な債権管理に向けて、事務の統一性を図るためのシステムの導入などについては、今後も研究していくこと、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第53号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例中に引用する関係法律の条項番号を改めるもので、一部改正法の施行の日、またはこの条例の公布の日、いずれか遅い日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第54号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号、（仮称）四番町公共施設新設工事請負契約の一部変更については、令和2年第1回区議会定例会において議決した（仮称）四番町公共施設新設工事請負契約について、物価等の変更に基づくスライド条項の適用、施工方法の変更等による経費増のための契約を変更するもので、変更前の契約金額7億5,631万1,533円から約11.2%増加し、85億1,545万4,412円となります。

質疑の中で、公共工事設計労務単価は、この1年間で5%以上、令和2年度からは9%以上増加している状況であり、今後の工事期間中も設計労務単価の上昇が見込まれる場合、再びインフレスライドなどの請求がある可能性があること。契約手続に当たっては、工事所管課と連携を密に協力しながら、できるだけ変更のないような形での発注に努めること、などが明らかとなりま

した。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第60号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号、財産（建物）の取得については、老朽化し、耐震性に問題のある旧区立外神田住宅の解体に向けて、当該住宅の1階及び2階の区分所有部分を取得するもので、取得対象となる区分所有部分は1件で、取得価格は5,196万6,000円です。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第61号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案のうち、7議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第50号、千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例、議案第51号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第53号、千代田区債権管理条例、議案第54号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例、議案第60号、（仮称）四番町公共施設新設工事請負契約の一部変更について、議案第61号、財産（建物）の取得についての7議案は、いずれも小林たかや企画総務委員長の審査報告どおり決定したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第8から第14を一括して議題にします。

---

議案第49号 令和5年度千代田区一般会計補正予算第3号

議案第55号 千代田区プールの安全管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第56号 千代田区興行場法施行条例及び千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

議案第57号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第58号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第59号 千代田区立教育研究所条例の一部を改正する条例

議案第65号 令和5年度千代田区一般会計補正予算第4号

（文教福祉委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 西岡めぐみ文教福祉委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔西岡めぐみ議員登壇〕

○1番（西岡めぐみ議員） 文教福祉委員会に審査を付託されました議案のうち、7議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第49号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第3号は、神田さくら館から教育研究所、白鳥教室及び児童・家庭支援センターの子育て事業係を移転するための経費として、2億3,072万4,000円を計上するとともに、こども医療費助成及びベビーシッター利用支援の執行額が予測を上回る伸びであるため、予算の不足見込み額として、こども医療費助成は1億4,500万円、ベビーシッター利用支援は6,315万円を追加計上するものです。

3事業合計で4億3,887万4,000円となり、補正前の一般会計予算額751億1,398万7,000円から、補正後は755億5,286万1,000円となります。

質疑の中で、神田さくら館からの移転については、今回の移転による白鳥教室の増教室に伴い、通室生が増加する見込みのため、スタッフ、指導員を増やす方向で調整を図っていること。教育研究所、白鳥教室移転後のさくら館7階は千代田小学校で活用予定であり、その対応や経費については別途調整していくこと。民間ビルを借りて、教育研究所、白鳥教室を運営しながら、さらに低未利用地の活用等を踏まえて、最終的には総合的な児童・家庭支援センターとして1つの施設に移転することを検討していること。こども医療費助成については、新型コロナ5類移行後、社会活動が活性化したことによって感染症が拡大したことがこども医療費増加の大きな要因と考えており、年齢が上がるにつれて活動量も増えてくると想定して、高校生等医療費助成は乳幼児医療費助成よりも補正額の比率を高めていること。ベビーシッター利用支援については、利用の都度申請される方よりもまとめて申請される方が多い傾向にあり、年度末に実績が増大する見込みであること。子育て支援の目的から、保護者の負担軽減、社会活動参加への支援といった点でのニーズがあり、申請理由等を問わないため、利用が増えてきていること。万が一、今回の補正後、さらに不足が見込まれる場合には、別途予算対応して、補助対象となる申請を頂いた方全員に補助できるようにしたいと考えていること、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第49号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号、千代田区プールの安全管理に関する条例の一部を改正する条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の制定趣旨を踏まえ、プール経営の譲渡による経営者の地位の承継をできるようにするほか、規定を整備するものです。一部改正法の施行の日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

質疑の中で、この条例が適用されるプールは、区内に24施設、民間が17件で、区営が7件あること。新規にプール経営の営業許可を取る場合と同様に、譲渡があった場合も安全管理を確認していくこと、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第55号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号、千代田区興行場法施行条例及び千代田区旅館業法施行条例の一部を改正

する条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の公布に伴い、興行場営業の譲渡による営業者の地位の承継を受けた場合の手續を規定するとともに、条例中に引用する関係法律の条項番号を改めるものです。一部改正法の施行の日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第56号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、出産被保険者の保険料の減額措置を定めるほか、規定を整備するものです。令和6年1月1日から施行します。

質疑の中で、今回の法改正に伴い、各健康保険で何らかの対応をするものと考えていることが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第57号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、婚姻を要件とする休暇、給与等制度の適用を受ける対象者として、東京都パートナーシップ宣誓制度及び同制度と同等と認める制度を利用する者を加えるものです。令和6年4月1日から施行します。

質疑の中で、パートナーシップ制度だけでなくLGBTQも含め、人権教育の一環として、人権教育研修会の中で必ず取り扱っていること。幼稚園教育職員が安心して本制度を利用できるよう、各園に周知徹底していく考えであること、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第58号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号、千代田区立教育研究所条例の一部を改正する条例は、教育研究所の移転に伴い、その位置を改めるものです。教育委員会規則で定める日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第59号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第4号は、「低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金」を1世帯当たり7万円追加給付する経費として、3億5,325万5,000円を追加計上するものです。この結果、補正前の一般会計予算額755億5,286万1,000円から、補正後は759億611万6,000円となります。

質疑の中で、給付金の対象となる4,900世帯の一部には、マンション等資産を持っていても年金生活に入って、非課税世帯になった世帯があると思われること。推奨事業メニューの給付対象世帯は、前回の実績に合わせて想定世帯数を減らしたこと。QRコードをスマートフォンで読み込んでオンラインで申し込めるようなファストパス制度については、現在のところ対応する予定はなく、前回までの半分以上は高齢者世帯であるため、通知による案内、支給で対応すること、

などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第65号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案のうち、7議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました、議案第49号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第3号、議案第55号、千代田区プールの安全管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第56号、千代田区興行場法施行条例及び千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例、議案第57号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第58号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第59号、千代田区立教育研究所条例の一部を改正する条例、議案第65号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第4号の7議案は、いずれも西岡めぐみ文教福祉委員長の審査報告どおり決定したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第15から第17を一括して議題にします。



議案第62号 建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について

議案第63号 建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について

議案第64号 建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について

(環境まちづくり委員会審査報告)

○議長（秋谷こうき議員） 春山あすか環境まちづくり委員会福祉——失礼いたしました——副委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔春山あすか議員登壇〕

○12番（春山あすか議員） 環境まちづくり委員会に審査を付託されました3議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第62号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について、議案第63号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について、議案第64号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起については、いずれも使用許可を取り消した区民住宅の住戸の明渡し等を求め、訴えの提起をするものです。本件は、本区では初めての事案であり、委員会として慎重に審査を行いました。

質疑の中で、使用料等の滞納や区民住宅の使用許可の取消事由に該当することが発覚してから訴えの提起までに時間を要しているが、公共住宅を管理する上では、相手方の事情を確認し、福祉的アプローチが必要かなどを含め、丁寧な対応をしているため、時間がかかること。今回の案件の中では、福祉的アプローチは必要ないことが確認できていること。相手方と話し合いをする上

で、区の窓口のほかに、区には話しにくい事情がある場合を考慮し、弁護士の窓口も設けていること。今回の相手方には、区民住宅へ入居の際、区民住宅を使用するに当たっての約束事を説明していること。そのほかに、納付相談の中で、相談者に応じた対応をしていること。また、議案第62、63号に関しては、使用料等の滞納に関するため、連帯保証人に連絡をしたが、連絡がつかない状況であること。これまでの住宅課の訴訟案件は、最高裁判所民事局長通知による訴額算定基準から算出したところ、訴額が200万円以下のため、専決処分により訴えの提起をしていたこと。今回の建物明渡等請求事件は、いずれも、算出の結果、訴額である建物の評価額が200万円を超えたため、議案として提出したこと。訴えの提起については、事例ごとの状況はあるが、一定程度の考え方を整理しながら、債権管理の適正化と、滞納や課題を抱える人へ寄り添った対応との調和が取れるよう運用を図っていくことが求められること。今回の議案を提出するに当たっては、相手方との対応を積み重ねてきたが、分納誓約を履行しないこと。条例の明渡事由に該当する複数の行為をしていたことなどから、使用許可取消が妥当と判断し、使用許可取消検討会に付議したこと。使用許可取引検討会で使用を取り消すことが妥当と決定したこと。使用許可期限を過ぎても任意に明渡しを履行しないため、訴えの提起を議案として提出することを確認したこと。法令上、このような事案を訴訟しないとする裁量の余地は少なく、必要な措置を取らなければ不作為に当たってしまうおそれがあること。家賃の保証会社の導入は検討しているが、様々な課題があり、現時点ではまだ検討段階であること。今回、議案審査の前に、委員会へ事前の情報提供はなかったが、今後は議案になることが想定された段階で、十分な資料を基に丁寧に説明していくこと。今回の議案審査での指摘を踏まえ、訴訟提起までの流れの中で、弁護士に相談する時期、弁護士との契約形態、使用許可取消検討会の構成、連帯保証人の現状確認や連絡を取るタイミングなどについて、他の自治体の事例等を含めて改めて検討していく考えであること。今回のような、職務上、法的な専門知識が求められる職員の人材育成について、OJTや法務に関する検定等の自己啓発に努めている職員を促進・配置し、専門的な委託契約の中で事業者とノウハウを共有していくこと。内部、外部の資源を活用しながら、育成を図っていること。今回の議案は、改めて当事者間の是非を勘案する場である司法の民主的な手続に乗っていくための提案であること。議決された場合、訴訟に移ることになり、できる限り和解の中で調整を図っていく考えであること。裁判所を通して和解ということになれば、その結論を踏まえた債権の取扱いということになること、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、賛成の立場から、この3議案は訴えの提起について議決を求めるという、住宅の明渡し請求としては千代田区初の事例である。質疑を通じて、議案提出に至るまでの手続の改善や連帯保証人対応の適切な確認、リーガル対応、マンパワー強化の必要性や行政組織内部の横断的対応、議会への議案提出前の丁寧な説明及び報告など、今後において適切に行われることが確認できたので、これらの議案に賛成する、との意見がありました。

討論を終了し、それぞれ採決を行った結果、議案第62号、第63号及び第64号は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました3議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました、議案第62号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について、議案第63号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について、議案第64号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起についての3議案は、いずれも春山あすか環境まちづくり委員会副委員長の審査報告どおり決定したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

次に、企画総務委員長、文教福祉委員長、環境まちづくり委員会副委員長、議会運営委員長、デジタル・トランスフォーメーション特別委員長、公共施設調査・整備特別委員長、文化継承・コミュニティ活性化特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了しました。樋口区長から閉会の挨拶をお願いします。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 令和5年第4回区議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今回の区議会定例会におきましてご提案いたしました諸議案は、令和5年度千代田区一般会計補正予算第3号並びに急施をもってご提案させていただきました一般会計補正予算第4号、その他、条例の新設や一部改正などございました。慎重なるご審議の上、いずれも原案どおりご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例区議会の審議の過程で賜りました貴重なご意見、ご指摘を十分に踏まえ、今後の区政運営に取り組んでまいります。区議会の皆様におかれましても、何とぞご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和5年第4回区議会定例会閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で、本年第4回定例会を閉会します。

散会します。

午後1時30分 散会